

# コンクリート製品製造管理士制度要綱

## 1. 制度の目的

本制度は、プレキャストコンクリート製品（以下、「コンクリート製品」という。）の製造に関係する技術者・技能者に対して、コンクリート製品製造管理士（以下、「製造管理士」という。）の資格を与える認証制度であり、その目的は以下を達成することである。

- ① コンクリート製品製造工場に対する発注者の信頼性確保
- ② コンクリート製品の品質の確保及び製造技術の向上
- ③ 製造管理技術者の意欲と資質の維持・向上

## 2. 基本方針

製造管理士は「コンクリート製品製造工場において所要の品質を有するコンクリート製品を製造するために、コンクリート及びコンクリート製品の製造に関する十分な知識を有する技術者・技能者」であるべきであり、本制度においては、それに相応しい者を認め、また維持するように、第1項の目的に沿って適切に運営するものとする。

備考 製造管理士は、次の制度等の基準文書などにコンクリート主任技士、コンクリート技士、及び土木コンクリートブロック技士とともに明記されており、認知されている。

- (1) 土木学会「コンクリート標準示方書 施工編」

工場製品を製造する工場に常駐することが望ましい技術者の資格例として（2017年制定 12.1（一般）の解説参照）

- (2) （公社）全国宅地擁壁技術協会が宅地造成等規制法細則の規定に基づいて行う、認証制度の「製造工場の認証基準」

製造工場の品質管理体制上、配置すべき責任技術者及び工場に常駐すべき者の資格の一つとして（第2条1(2)（責任技術者等の配置）参照）

## 3. 制度の運営・管理

- (1) 第1項の目的を達成するため、それぞれ次の役割をもつ2つの委員会で本制度を運営・管理する。

- ① 制度運営全般を管理し、必要に応じて運営方法等の見直しを行い、その結果を基に理事会に意見を具申すること
- ② 本要綱に基づいて、製造管理士の資格認定・更新並びにその判断の基となる講習・試験の実施に関すること

- (2) (1) ②の役割をもつ委員会は、判断の独立性をもつように管理するものとする。

## 4. 製造管理士の資格認定のための要件

- (1) 製造管理士となるための資格要件は、以下のすべてを満たす場合とする。

- ① 工場又は事業場におけるコンクリート製品製造に関係する3年以上の

実務経験を持つこと

- ② コンクリート製品製造会社社員もしくは同社の管理下にある者、又は社員ではないが同社のコンクリート製品製造に関わる者
  - ③ 別に定める手続きに従い、第5項に規定するコンクリート製品製造技術講習を受講し、かつ、評価試験を受けて合格すること
- (2) (1)の規定にかかわらず、特に必要として理事会が別途要件を定めたもの。

## 5. コンクリート製品製造技術講習及び評価試験

当協会は、新規の資格認定希望者及び資格更新希望者を対象に、コンクリート製品製造技術講習及び評価試験（以下、「評価試験等」という。）を行う。

## 6. 資格の登録

- (1) 当協会は、評価試験に合格した資格認定希望者について、登録のための情報に基づいて、製造管理士名簿に新たに登録し、資格認定証書を交付する。
- (2) 資格の登録を辞退する場合は、コンクリート製品製造管理士の呼称を使用することができない。

## 7. 資格の有効期間と資格更新

- (1) 製造管理士の資格の有効期間は、3年周期で更新する。ただし、次の更新までの期限は最大4年とする。
- (2) 資格更新を希望する者は、有効期間内に、別に定める手続きに従い第5項に規定する評価試験等を受け、かつ、試験に合格しなければならない。当協会は、該当者の資格を更新し、資格更新証書を交付する。  
なお、前年の試験の不合格者は、講習を再度受講しなければならない。このとき、不合格者が受ける2年目の評価試験を特に区別する場合は、「追試験」と呼ぶ。
- (3) 有効期限の3年目に更新を申請した者でやむを得ない事由のため講習又は試験を欠席する場合（以下「受験困難者」という。）、或いは(2)の評価試験に不合格の場合は、文書による延長願の提出があれば資格の期限を最大年数末まで延長する。なお、この場合において翌年度に更新要件を満たして更新できる資格期間は、(1)により2年間とする。
- (4) (2)の規定にかかわらず、製造管理士の資格評価を行う委員会の委員は、(2)の資格更新要件を満たすものと見なす（資格更新のための評価試験の受験はできない。）。

## 8. 資格の一時停止及び復活

- (1) 次のいずれかの場合は、該当する製造管理士の資格は、一時停止となる。
  - ① 製造管理士本人が登録に係る会社等を退職した場合
  - ② 製品製造会社社員ではない者においては、登録に係るその会社等のコンクリート製品製造に関わらなくなった場合
- (2) 資格が一時停止の場合は、有効なコンクリート製品製造管理士資格を持つことを根拠とした行為をしてはならない。

- (3) 資格の一時停止後、第4項(1)②に該当する会社等に再就職などにより資格を復活したい場合は、元の資格の有効期間以内において、細則で規定する手続きにより一時停止が解除されて資格を復活することができる。

## 9. 資格の取消し及び失効

- (1) 当協会は、次のいずれかの場合は、該当する製造管理士の資格を取り消す。

なお、取消し前に、本人に弁明の機会を与えた上で、第3項(1)②の役割を担う委員会がこの基準に該当するかどうかを判断する。

- ① 本制度の目的に反するとみなされる行為があった場合。
  - ② 製造管理士資格取得に関し、不正又は虚偽の事実があった場合
- (2) (1)により取消された場合は、取消した後2年間は新たな資格認定の対象としない。
- (3) 以下のいずれかの場合には、資格は失効し、登録名簿から抹消される。
- ① 資格期間満了で更新されなかった場合(3年周期の資格期限までに延長願の提出がない場合を含む。)
  - ② 本人が製造管理士資格の辞退を申し出た場合
  - ③ 製造管理士本人が死亡した場合
  - ④ (1)により資格が取り消された場合

## 10. 届出の義務

- (1) 製造管理士の資格を取得した者は、製造管理士名簿に記載されている氏名、所属(関係)企業名、連絡先等に変更が生じた場合及び第8項(1)に該当する場合には、別に定める様式により速やかに本協会に届出なければならない。その際、認定書の記載事項に変更があった場合は、認定書の再交付を受けるものとし、その料金は別に定める。
- (2) 第9項(3)③に該当する場合は、当該製造管理士の登録に係る製品製造企業は、その旨を届けなければならない。

## 11. 雑則

- (1) 当協会は、製造管理士の試験に合格して新たに登録した者及び更新した者の情報を、協会誌「コンクリート製品」その他に発表し、その周知を図る。
- (2) 本制度に基づく業務の執行に当たる委員及び事務局職員は、知得した資料及び情報を漏らしてはならない。
- (3) 製造管理士の資格認定等に係る料金は別に定める。なお、納付された料金は、原則として返却しない。
- (4) 本制度を実施するための手続き及び運営は、別に定める実施細則による。ただし、第4項(2)により理事会が特別な要件を別途定める場合には、関連する手続き及び運営の変更点も同時に定めるものとする。
- (5) 本制度要綱の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(改正履歴)

制定： 昭和58年 5月12日(施行)

改正：(第1回) 昭和60年 7月19日  
(第2回) 昭和63年10月27日  
(第3回) 平成 5年11月 4日  
(第4回) 平成16年 8月 2日  
(第5回) 平成17年11月16日  
(第6回) 平成30年 3月23日  
(第7回) 平成31年 1月 9日  
(第8回) 令和 5年 3月15日